



Tax & Legal Services Newsletter

マネーロンダリング防止法違反と見なされる租税回避行為

2017年4月1日に官報に掲載され2017年4月2日から施行されているタイ国歳入法改正法 No. 45 により、一定の租税回避行為はタイ国マネーロンダリング防止法違反としても罰せられることになりました。

特に、タイ国歳入法Section 37、37 bis および 90/4 に規定される租税回避/詐欺行為で資産の追跡を妨害するために企てられた架空取引を伴う場合、当該課税年度における脱税金額が10百万バーツ以上あるいは虚偽による還付請求金額が2百万バーツ以上のものは当該新規規定の適用対象となります。このような場合、タイ国歳入局はさらなる調査のために関連情報をマネーロンダリング防止事務局に提供します。

資産の譲渡に対する免税措置の新たな要件

2017年3月20日にタイ国歳入局は、新たに法人を設立するための個人による資産の譲渡がタイ国歳入法に規定される租税を免除されるための要件を定めた歳入局長通達を公布しました。勅令No. 630 の発行に伴う当該通達は、2016年8月10日以降に行われた資産の譲渡に遡及して適用されます。

当該通達には以下の要件が規定されています。

- 譲渡人はパートナーシップもしくは法人格を有しない人的団体であってはならない。
- 個人は2016年8月10日から2017年12月31日までの間に新たに設立された法人の登録資本金として拠出される資産の所有権を移転しなければならず、その移転金額は当該資産の市場価額に基づかなければならない。
- 当該取引の一環として、譲渡人は少なくとも譲渡資産と同等額の新規設立法人の株式を取得しなければならず、また、その直後に当該株式を簿価を下回る価額で処分してはならない。
- 譲渡資産に不動産が含まれる場合には、譲渡人および受領法人は当該資産の譲渡を土地局および歳入局長に書面で通知しなければならない。

東部経済回廊 (EEC) における高度熟練労働者に対する個人所得税の減税措置

タイ国内閣は、東部経済回廊 (Eastern Economic Corridor : EEC) プロジェクトに基づくターゲット産業に高度熟練労働者を誘致することを目的とした租税措置を承認しました。一定の要件を満たす場合、EEC地域に立地する10のターゲット産業を営む法人で就労する個人に対して個人所得税の減税 (一律17%の税率の適用) が認められます。

アマチュア運動家およびコーチに対する租税免除のルール

歳入局長通達 No. 293 が2017年3月31日に公布され2016年2月1日に遡及して適用されています。当該通達では、運動家およびコーチが国際的なアマチュアスポーツイベントで授与された賞に係る所得を個人所得税から免除するための要件が定められています。当該通達は、免税を10百万バーツ超の所得に限定している財務省省令No. 325 を補足するものです。

当通達は以下を明確にしています。

- 適用対象となる運動家およびコーチは、タイ国スポーツ協会が管轄する法律に基づき国際的なアマチュアスポーツイベントにタイ国代表として出場する許可を取得していなければならない。
- 授与された賞はスポーツイベント終了後1年以内に受け取らなければならない。また賞の受領は、賞の受領の見返りに受領者である運動家あるいはコーチを何らかの活動に従事させることを拘束もしくは要求するものであってはならない。

歳入局のルーリング - タイ国への海外出向

A社は、世界展開する事業において一貫した経営を行うために経験のある経営陣を定期的に海外子会社に派遣している日本法人B社のタイ子会社です。B社はA社の事業経営のために経営陣の一人をA社に出向させました。出向期間中、当該出向者の給与はA社を通じて支払われましたが、実際には当該出向者はB社のために役務の提供を行うと共に、B社の従業員と見なされていました。しかしながら、B社からA社に対してサービス料の請求は行われませんでした。

タイ国歳入局は、B社の従業員が1年を超える期間タイ国内で就労する場合、タイ国-日本租税条約に基づきB社はタイ国内に恒久的施設を有することになるとしました。従って、B社はA社からB社に支払われたと見なされるサービス料、すなわち、当該出向者がA社から受領した給与およびその他の報酬金額に基づいて計算された所得に係る法人所得税を納付しなければならず、またA社はみなしサービス料の支払いについて5%の税率で源泉税を控除すると共に、当該支払いに対して7%の税率でVATを課して、それらを歳入局に納付しなければならないと回答しました。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文 (タイ語) をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋
日本国公認会計士	日本国公認会計士	
パートナー	マネージャー	ダイレクター
Tel: 02 - 034 - 0000	Ext. 13399	Ext. 11676
Ext. 40119		

Anthony Visate Loh

**Business Tax & Indirect Tax,
Legal Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Darika Soponawat

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

**Business Tax (Business
Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kcoonachoak@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 225,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 270 partners and over 7,300 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.